

令和8年度 地域連携支援事業 補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般社団法人京都市知恵産業創造の森(以下、「当法人」という。)が実施する地域連携支援事業(以下、「本事業」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本事業は、産学公連携等の手法により地域社会の課題解決及び地域経済の活性化を促進することを目的とする。

(補助対象者)

第3条 当法人主催の京都産学公連携プラットフォーム会議に参加する大学及び短期大学(以下、「大学」という。)を対象とする。

(補助対象要件)

第4条 本事業は、次の要件をいずれも満たすものを対象とする。

- (1) 大学に所属する研究者が事業代表者であること
- (2) 次のアからウまでに掲げるいずれかの取組であること
 - ア 地域社会の課題解決に繋がる取組
 - イ 地域経済の活性化に繋がる取組
 - ウ 新商品の開発もしくは新事業の創出を目指す取組

(補助率及び補助限度額)

第5条 本事業の補助率は10/10、補助限度額は上限200,000円(消費税込み)とする。ただし、大学が予算管理を行い、事務経費として一般管理費が発生する場合は、本事業で対象となる経費の10%または20,000円の低い方の金額を上限に、一般管理費を上乗せして交付する。また、補助金の支払いは、事業終了後の精算払とする。

(申請)

第6条 申請者は交付申請書(第1号様式)に当法人の定める資料(申請書の第5項に掲げる資料)を添えて、令和8年4月15日～令和8年5月29日17時(必着)の期間に当法人へ郵送または持参にて提出するものとする。

(対象期間)

第7条 補助金の交付の対象となる期間(以下、「対象期間」という。)は、本要綱施行日～令和9年2月28日までとする。

(補助内容)

第8条 対象経費は本事業に要する経費(別表)のうち、原則として、前条の対象期間内に発注・契約を行い、納品、支払(決済)の全てを完了し、帳簿、証憑等によりその事実を確認できる経費とする。

(補助金交付事業の決定)

第9条 申請された事業について、次の各号に掲げる評価項目について、書面審査を通じて総合的に判断し、予算の範囲内で補助金交付事業の決定を行うものとする。

- (1) 京都府内の地域経済活性化への貢献度(企業や業界の活性化を含む)
- (2) 地域社会の課題解決への貢献度
- (3) 事業の新規性・独自性
- (4) 事業計画の継続性・発展性

(5) 持続可能なビジネスモデルとしての可能性

(補助金交付の通知)

第 10 条 補助金交付事業の決定後、当法人は速やかに申請者へ交付又は不交付の通知を行うものとする。

(事業進捗管理)

第 11 条 前条により補助金の交付の通知を受けた事業(以下、「採択事業」という。)について、当法人から進捗確認があったときは、事業代表者及び大学事務担当者は可能な限りこれに応じ、事業遂行状況を報告するものとする。

(事業内容の変更及び中止)

第 12 条 採択事業の申請者は次の各号のいずれかに該当する変更や中止があった場合は、当法人職員と予め協議の上、その理由を添えて速やかに当法人へ変更等承認申請書(第2号様式)を提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助金交付通知後、対象期間途中で事業を中止する場合
- (2) 事業代表者等の変更がある場合
- (3) 事業内容や目標等、当初提出した計画を著しく変更する場合
- (4) その他当法人が必要と認める場合

(事業内容の変更及び中止の承認)

第 13 条 当法人は、採択事業の申請者から前条の申請を受理した場合は、内容を審査し、承認又は不承認及び補助金の変更交付の決定を行い、補助事業者に通知するものとする。

(事業完了報告)

第 14 条 採択事業の申請者は、本事業の実績報告書(第3号様式)に当法人が定める資料(報告書の第5項に掲げる資料)を添えて、令和9年2月28日までに当法人へ郵送または持参にて提出するものとする。

(補助金の支払い)

第 15 条 当法人は、前条により実績報告を受けたときは、補助金の交付の決定内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、採択事業の申請者に通知するものとする。採択事業の申請者は補助金額の確定通知書を受けた後、補助金請求書(第4号様式)を当法人に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

(事業の取り消し及び返還)

第 16 条 当法人は、申請された内容が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消し、交付予定額もしくは確定交付額を変更し、又は既に交付した補助金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- (1) 提出された書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 本要綱に基づく条件もしくは当法人の指示に違反した場合
- (3) 申請者及び事業に従事する者の中に、暴力団員及び暴力団密接関係者がいた場合
- (4) その他不正があった場合

(その他)

第 17 条 この要綱において別に定めることとされている事項及びこの要綱に関し必要な事項は、当法人が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表(第8条関係)

原則として、対象の経費は以下のとおりとする。

交通費・宿泊費	情報収集・各種調査及び会議・打ち合わせ等に参加するための交通費及び宿泊費 (海外出張に関する費用及び申請者である大学等に属する者以外に対する費用は対象外) ※宿泊費は申請者の旅費規定等で原則的基準として定める額を支給上限とする。 なお、申請者において規定がない場合は1夜につき12,000円を支給上限とする。
通信運搬費	郵送料等に係る経費
謝金	指導・助言・協力等を依頼した外部専門家等に対する謝金 (研究グループに参加する教員・研究者等に対する謝金は対象外)
人件費	研究開発補助アルバイト等への人件費 ※本事業の実施に直接必要な作業に限られ、事務補助、秘書業務等の汎用的業務は含まれない。
会議費	会議室料等に係る経費(弁当等の飲食は対象外)
印刷費	パンフレット・チラシ、事業報告書等の印刷に係る経費
資料費	図書・資料購入等に係る経費 (辞書、便覧、定期刊行物等のように汎用性があり目的外使用になりうるものは対象外)
備品購入費	研究活動に必要と認められる備品(耐用年数が1年以上かつ取得価格が10万円以上のもの)の購入に係る経費 (パソコン、プリンタ等のように汎用性があり目的外使用になりうるものは対象外) ※備品購入については、事前に当法人の承認を得ること。
消耗品費	実験用試料、原材料購入等に係る経費
外部委託費	外部機関への委託に係る経費 (調査、実験、試作、デザイン制作等) ※1機関あたりの外部委託費は補助金額(一般管理費を除く)の50%を上限とする。
その他	役務費(通訳・翻訳)、使用料(リース・レンタル)、出展費(展示会)、参加費(学会)、投稿費(論文)等に係る経費
一般管理費	大学の事務局等が採択事業の管理運営を行うために要する経費 ※本事業で対象となる経費の10%または2万円の低い方の金額を上限とする。